

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第6号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後				
1	別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）				
	復興防災事務関係手数料		復興防災事務関係手数料				
	事務	名称	金額	事務	名称	金額	
[略]			[略]				
31	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	[略]	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) [略] (2) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。32の項及び46の項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	31	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	[略]	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) [略] (2) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。 <u>以下この項、32の項及び46の項において同じ。</u> ）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該移動式製造設備について <u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条</u>

		ア～コ [略] (3) [略]
[略]		
35 高圧ガス保安法 第20条第1項の規 定に基づく高圧ガ スの製造のための 施設の完成検査	[略]	31の項の金額の欄に掲げる高圧ガス の製造の許可の申請を行う者及び設 備の区分に応じ、それぞれ当該手数 料の金額の4分の3に相当する金額 (高圧ガス保安法第5条第1項の許 可に係る液化石油ガスの製造のため の施設であって、液化石油ガスの保 安の確保及び取引の適正化に関する 法律(昭和42年法律第149号)第37 条の3第1項の完成検査を受け、同 法第37条の技術上の基準に適合して いると認められたものの完成検査に あつては、6,100円)
[略]		

別表第6 (第2条関係)

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
55の2 遊漁船業の 適正化に関する法 律施行規則(平成	[略]	

		<u>の4第1項の許可を受けた者の許 可の申請に対する審査にあつては 、6,000円)</u> ア～コ [略] (3) [略]
[略]		
35 高圧ガス保安法 第20条第1項の規 定に基づく高圧ガ スの製造のための 施設の完成検査	[略]	31の項の金額の欄に掲げる高圧ガス の製造の許可の申請を行う者及び設 備の区分に応じ、それぞれ当該手数 料の金額の4分の3に相当する金額 (高圧ガス保安法第5条第1項の許 可に係る液化石油ガスの製造のため の施設であって、液化石油ガスの保 安の確保及び取引の適正化に関する 法律第37条の3第1項の完成検査を 受け、同法第37条の技術上の基準に 適合していると認められたものの完 成検査にあつては、6,100円)
[略]		

別表第6 (第2条関係)

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
55の2 遊漁船業の 適正化に関する法 律施行規則(平成	[略]	

元年農林水産省令
第37号) 第10条第
1項第3号に規定
する遊漁船業務主
任者を養成するた
めの講習の実施

[略]

元年農林水産省令
第37号) 第14条第
1項第3号に規定
する遊漁船業務主
任者を養成するた
めの講習の実施

[略]

別表第7 (第2条関係)

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
47 都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	[略]	認定申請1件につき、(1)に定める額(法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額) (1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び48の項において同じ。)又は人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住

別表第7 (第2条関係)

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
47 都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	[略]	認定申請1件につき、(1)に定める額(法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額) (1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び48の項において同じ。)又は人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住

		<p>宅をいう。以下この項及び48の項において同じ。)を除く。以下この項及び48の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。) (一戸建てであるものに限る。)の住戸(当該住宅又は住戸のエネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項から52の項までにおいて同じ。)が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から52の項までにおいて「省令」という。)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)</p> <p>(ア)～(ケ) [略]</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(2) [略]</p>
	[略]	
48の2 <u>建築物のエネルギー消費性能</u>	[略]	(1) 特定建築物(法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以

		<p>宅をいう。以下この項及び48の項において同じ。)を除く。以下この項及び48の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。) (一戸建てであるものに限る。)の住戸(当該住宅又は住戸のエネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項から52の項までにおいて同じ。)が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から52の項までにおいて「省令」という。)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)</p> <p>(ア)～(ケ) [略]</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(2) [略]</p>
	[略]	
48の2 <u>建築物のエネルギー消費性能</u>	[略]	(1) 特定建築物(法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以

<p>の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この項、48の3の項及び52の項において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>下この項、48の3の項及び52の項において同じ。）の非住宅部分（同条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から52の項までにおいて同じ。）のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画</p> <p>ア 特定建築物の非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。以下この項、48の3の項及び52の項において同じ。）（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積に限る。以下この項、48の3の項及び52の項において同じ。）の合計が1,000平方メートル以内のもの</p> <p style="text-align: right;">315,000円</p> <p>イ～カ [略] (2) [略]</p>	<p>48の3 建築物の工 [略]</p>	<p>の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この項、48の3の項及び52の項において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>下この項、48の3の項及び52の項において同じ。）の非住宅部分（同条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から52の項までにおいて同じ。）のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画</p> <p>ア 特定建築物の非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。以下この項、48の3の項及び52の項において同じ。）（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積に限る。以下この項、48の3の項及び52の項において同じ。）の合計が1,000平方メートル以内のもの</p> <p style="text-align: right;">315,000円</p> <p>イ～カ [略] (2) [略]</p>	<p>48の3 建築物の工 [略]</p>
--	---	-----------------------	---	--	-----------------------

<p><u>エネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>		<p><u>エネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	
<p>49 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>[略]</p>	<p>49 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>[略]</p>
<p>50 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（以下この項において「法」という。）第36条第1項の</p>	<p>[略]</p>	<p>50 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（以下この項において「法」という。）第36条第1項の</p>	<p>[略]</p>

<p>規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>		<p>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	
<p>51 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（以下この項において「法」という。）第41条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p>	<p>[略]</p>	<p>51 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（以下この項において「法」という。）第41条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p>	<p>[略]</p>
<p>52 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明</p>	<p>[略]</p>	<p>52 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明</p>	<p>[略]</p>

書の交付	
[略]	

明書の交付	
[略]	

2 別表第1（第2条関係）

復興防災事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
9 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	[略]	(1) 甲種危険物取扱者試験 <u>6,600円</u>
		(2) 乙種危険物取扱者試験 <u>4,600円</u>
		(3) 丙種危険物取扱者試験 <u>3,700円</u>
10 消防法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習	[略]	<u>4,700円</u>
[略]		
15 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施	[略]	(1) 甲種消防設備士試験 <u>5,700円</u>
		(2) 乙種消防設備士試験 <u>3,800円</u>
[略]		

別表第1（第2条関係）

復興防災事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
9 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	[略]	(1) 甲種危険物取扱者試験 <u>7,200円</u>
		(2) 乙種危険物取扱者試験 <u>5,300円</u>
		(3) 丙種危険物取扱者試験 <u>4,200円</u>
10 消防法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習	[略]	<u>5,300円</u>
[略]		
15 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施	[略]	(1) 甲種消防設備士試験 <u>6,600円</u>
		(2) 乙種消防設備士試験 <u>4,400円</u>
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年5月1日から施行する。